

# あなたの住まなくなった家を登録しませんか？

近ごろ「空き家が目立つようになったな」と感じることはありませんか。

少子高齢化や核家族化など、近年の社会構造の変容により、増え続ける空き家が大きな問題になっています。総務省が実施している「住宅・土地統計調査」によれば、平成25年の全国の空き家の数は約820万戸。空き家率は13.5%にのぼり、過去最高を記録。なんと、約8軒に1軒は空き家という状態です。町内でも133戸の空き家を把握しています。

そして、この数は増え続けると予想されています。国立社会保障・人口問題研究所によると、すでに日本全体で人口減少は始まっていますが、世帯数においても、平成31年をピークに減少傾向に転じると予想しています。世帯数が減っても同時に家が解体されるとは限らず、空き家が残るケースもあるでしょう。放置された空き家は、年数が経過すると景観上良くないだけでなく、不法投棄や害虫・害獣の繁殖の原因となります。また、老朽化した空き家が倒壊し、第三者に危害を加える恐れもあります。

現在、町ではまだ住むことができる空き家を「置戸町へ移住したい」「自分が生まれ育った場所に帰りたい」という方の受け皿にすることで、空き家の利活用と移住・定住の促進につなげたいと考えています。空き家対策と定住・移住の促進は表裏一体。誰も住まなくなった家を持て余している方がいる一方で、住居を探している方もたくさんいます。思い出の詰まった自宅をどのような活用ができるのか、考えてみませんか？

## 空き家等情報登録制度を利用しませんか

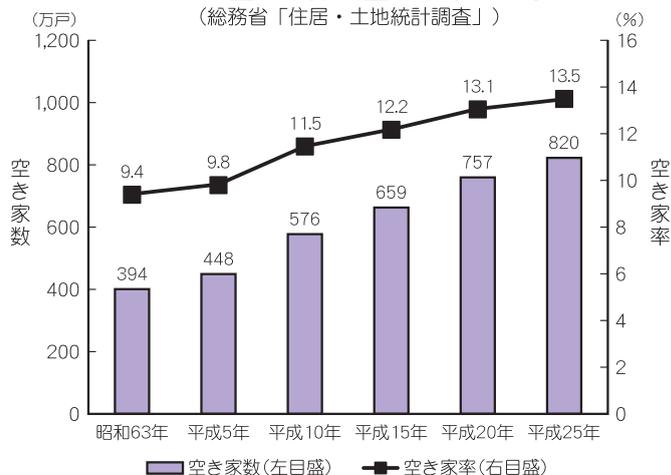
空き家を「貸したい・売りたい」という空き家所有者と、空き家を「借りたい・買いたい」という方の双方の橋渡しをする『空き家等情報登録制度』を利用して移住定住を支援し、空き家を活用することにより、今住んでいる住民にとって「より住みやすいまち」に、これから住む人にとって「これから住みやすいまち」につながります。

## 町内に空き家をお持ちの方へ

個人の所有物である空き家を地域貢献につながる資源として活用するためには、地域の方々のご理解といち早い情報提供が必要です。空き家等をお持ちの方は、ぜひ一度町へご相談ください。

お問い合わせ 町づくり企画課 (☎52-3312)

全国の空き家数と空き家率の推移  
(総務省「住居・土地統計調査」)



## ○ 空き家等情報登録制度の流れ

